**経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

経営所得安定対策の実施に伴い、農業者がそばについて、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」といいます。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業保険法（昭和22 年法律第185 号）第10 条第１項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含みます。以下「交付農業者」といいます。）である場合には、交付金を加味した共済金額とすることができます。

しかし、この申告書を提出していただく時点では、まだ、交付金の交付は行われていないため、そばの共済引受時においては、交付金の交付を申請する予定であることをもって、交付農業者として共済金額を確定して引受けを行います。

つきましては、次の事項に御回答をお願いします。

なお、交付金を加味した共済金額で引受けを行った場合、交付金の交付の有無及び免税事業者又は課税事業者のいずれであるかを確認し、最終的に交付金が交付されなかったそばがあったときは、その理由が､共済事故によって生じた損害（収穫皆無、全量規格外等）その他の組合員等の責めに帰することができない事由である場合を除いて、当該そばに係る引受内容（共済金額）を変更し、免税事業者として申告したが、課税事業者として交付金が交付されていたときは、引受内容（共済金額）を変更します。引受内容（共済金額）を変更した際は、本組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは、共済金の一部を返還していただくことになりますので御了承ください。

また、交付農業者のうち交付金の面積払の交付を受けた者については、数量払が面積払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

栽培するそばについて、交付金の交付を申請する予定はありますか。※該当する方に○印を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 数量払 | 面積払 |
| 申請する | 申請しない | 申請する | 申請しない |

（注）交付金の交付申請を集落営農として行う場合、当該集落営農の代表者に確認の上、その名称及び代表者の氏名をかっこ内に御記入ください。

（名称　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　）

「申請する」と答えられた方で、既に「交付申請者管理コード」を通知されている方は、そのコード番号を御記入ください。（交付申請者管理コードとは、経営所得安定対策の交付申請者管理コードです。）

|  |
| --- |
| 交付申請者管理コード |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

（注）交付金の交付の有無を確認するために必要となるものです。

まだ「交付申請者管理コード」が通知されていない等の理由により、御記入が無い場合には、後日改めて、コード番号を確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

数量払を申請すると答えられた方は、交付金の申請をする際に消費税の課税事業者向け単価又は免税事業者向け単価のどちらで申請する予定か、該当する方に〇印をつけてください。なお、免税事業者向け単価で申請する方は、北陸農政局に２年前の確定申告書の提出が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外） | 免税事業者向け単価 |

【以下は、交付金の交付を申請する予定のある方に対するお知らせです。】

・集落営農の代表者として交付金の交付申請をする場合、集落営農の構成員の名簿を提出ください。ただし、集落営農が農業共済資格団体となっている場合は、提出の必要はありません。

・交付農業者であるか否かを確認するため、福井県農業共済組合が、後日、あなた様の氏名、住所、電話番号等の個人情報に基づいて、交付金の交付状況について福井県に駐在する地方参事官に問い合わせますので、御了承ください。（本申告書を提出された場合、本個人情報の取扱いについては、合意いただいたものとして取り扱います。）